

2019年12月2日

各位

株式会社十六銀行

じゅうろく 遺言代用信託 ^{想族} あんしんたく

桑名市を「遺贈寄付」提携先法人に追加することについて

～ 同時に桑名市と「寄付に託した遺志を未来につなぐための協定書」を締結 ～

桑名市 × 三井住友信託銀行 × 十六銀行

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞の「遺贈寄付」提携先法人に、桑名市（市長 伊藤 徳宇）を追加しましたので、お知らせいたします。

じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞は、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」といいます。）と当行との間で実施している、相続・資産承継分野における協働取組の第1弾となる商品で、2019年10月1日より取扱いを開始しました。

本商品の特徴の1つとして、信託財産の受取人に、相続人等のご親族だけでなく、当行および三井住友信託銀行と契約を締結した提携先法人もご指定いただけます。これにより、本商品を活用することで、一般的に法定相続人以外の団体等に「遺贈寄付」を実現するために必要な遺言書を作成することなく※1、提携先法人へ一定の金額の範囲内※2で「遺贈寄付」が可能となるものです。遺言代用信託を利用した「遺贈寄付」のスキームを提供するのは、じゅうろく遺言代用信託＜想族あんしんたく＞が全国の地銀初での取組みです。

※1 遺言書の作成・執行等を信託銀行等の専門家に依頼すると、一般的に100万円以上の報酬と公証人役場等での公正証書遺言作成の手続きが必要となります。本商品の設定時報酬は、「遺贈寄付」を希望される信託元本の1.65%（税込）です。

※2 本商品で提携先法人への「遺贈寄付」のお申込みをいただける金額は100万円以上200万円以内です。

また同時に当行は、桑名市と「寄付に託した遺志を未来につなぐための協定書」を締結しました。本協定は、桑名市に「遺贈寄付」に関するご相談があった際、市は当行をはじめとする協定締結金融機関を紹介し、紹介を受けた当行は、遺言を活用した「遺贈寄付」に関するご相談を承るものです。

当行は、三重県内の地方公共団体の第1号として、桑名市を＜想族あんしんたく＞の「遺贈寄付」提携先法人に加えると同時に、本協定を締結したことによる相乗効果で、幅広い「遺贈寄付」ニーズへお応えすることができます。

地域社会・地元団体への「遺贈寄付」という地域のお客さまの尊いお志や想いの実現のお手伝いと、「遺贈寄付」を通じた地方創生の新たなスキーム・プラットフォームの提供により、今後とも当行は地域社会に貢献してまいります。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

個人営業部（本件担当） 廣瀬・宮崎 TEL 058-266-2525

経営企画部ブランド戦略室（広報担当） TEL 058-266-2512